

## 9. 経済的支援

### 出産費資金貸付

問い合わせ先：国民健康保険課 TEL048-796-8645/庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

出産育児一時金の支給までの間、出産育児一時金の8割相当額を限度に、資金を無利子で貸し付けます。

対象は、国民健康保険被保険者で、出産育児一時金の支給が見込まれる方のうち、出産予定日まで1か月以内の方、または妊娠4か月以上で医療機関等に一時的な支払いを要する方です。※貸付の申し込みは、上記にご相談ください。

### 厚生年金保険料免除

問い合わせ先：春日部年金事務所厚生年金適用調査課 TEL048-737-7112\*音声ガイダンスが流れたら、3番を押した後に2番を押してください。

#### ＜産前産後休業期間＞

出産のため産前産後休業を取得した場合の厚生年金保険料等が免除されます。

#### ＜育児休業期間＞

子が3歳になるまでの間に育児休業を取得した場合の厚生年金保険料等が免除されます。

### 国民年金保険料免除

問い合わせ先：市民課 TEL048-736-1111/庄和総合支所 市民窓口担当 TEL048-746-1111/春日部年金事務所 国民年金課 TEL048-737-7112\*音声ガイダンスが流れたら、2番を押した後に再度2番を押してください。

#### ＜産前産後免除期間＞

国民年金第1号被保険者の出産については、出産予定日又は出産日が属する月の前月から出産予定日の翌々月までの4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から出産予定日の翌々月までの6か月間の国民年金保険料が免除されます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

※出産予定日の6か月前から届け出可能です。

## 国民健康保険税軽減

問い合わせ先：国民健康保険課 TEL048-796-8658／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

### ＜産前産後軽減期間＞

出産する予定または出産した方の、産前産後期間の国民健康保険税が減額されます。出産予定日の6か月前から届出ができます。

- 対象 象：国民健康保険に加入しており、令和5年11月1日以降に出産(予定)の方  
※出産とは妊娠85日(妊娠12週)以上の分娩をいい、死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。
- 減額期間：単胎妊娠…出産予定月(出産後の届け出の場合は出産月)の前月から4か月  
多胎妊娠…出産予定月(出産後の届け出の場合は出産月)の3か月前から6か月
- 対象の保険税：出産する方の国民健康保険税均等割と所得割を軽減
- 申請方法：必要な申請書類を国民健康保険課または庄和総合支所福祉・健康保険担当へ提出してください。
  - ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
  - ② 届出者の本人確認書類
  - ③ 出産の(予定)日を確認することができる書類(母子健康手帳など)

## 早期不妊検査費・不育症検査費助成

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1112

不妊検査または不育症検査に係る経済的負担の軽減を図るため、子どもを望む夫婦に対し、費用の一部を助成します。

- 対象 象：夫婦ともに助成対象の不妊検査または不育症検査(不育症に限り妻のみ可)を受けており、検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること
- その他：補助内容及び条件、手続きなど詳細はお問い合わせください。

## 就学援助

問い合わせ先：学務課 TEL048-739-6804

市内の公立小・中学校及び義務教育学校に通う児童・生徒の保護者で、学用品費等の支払いが困難な方を対象に学校給食費、学用品費、修学旅行費などの一部を援助しています。

申請は、学校、または学務課で受け付けています。なお、世帯全員の前年の総所得額を確認させていただき、審査を行います。

## 入学準備金・奨学金貸付

問い合わせ先：学務課 TEL048-739-6804

高等学校、専修学校、短大、大学に進学する意欲はあるが、経済的理由により修学が困難な方（その保護者）を対象に、無利子で貸付けます。

- ・所得制限があります。
- ・貸付けの可否については、審査委員会で審査のうえ決定されます。
- ・貸付け申請月の翌月以降に審査を行うため、決定まで2～3か月程度かかります。
- ・あらかじめ余裕をもって申請してください。

### 《 入学準備金 》

- 対象：市内に1年以上居住し、次の要件をすべて満たす保護者（父母等の生計維持者）
  - ①高等学校、専修学校、短大、大学へ翌年度入学を希望している生徒・学生の入学に必要な費用が調達困難であること
  - ②市税を滞納していないこと
  - ③連帯保証人1名を得られること
- 貸付額：高等学校・専修学校（高等課程） 300,000円以内  
短大・大学・専修学校（専門課程） 500,000円以内
- 貸付時期：入学決定時から入学まで
- 返済方法：入学した年の10月から、毎月または半年ごとの割賦均等返済（高等学校等2年6か月、大学等4年2か月以内に返済）

### 《 奨学金 》

- 対象：市内に1年以上居住し、次の要件をすべて満たす方
  - ①高等学校、専修学校、短大、大学へ入学が決まっているか在学中で学費の支出が困難であること
  - ②市税を滞納していない世帯の方であること
  - ③他の奨学資金に相当する学資の貸付けを受けていないこと
  - ④修学意欲があり、学校長又は学長の推薦を得られること
  - ⑤連帯保証人1名を得られること
- 貸付額：高等学校・専修学校（高等課程） 月額10,000円  
短大・大学・専修学校（専門課程） 月額20,000円
- 貸付時期：学校在学中の期間
- 返済方法：貸付け期間終了後、6か月据え置き、貸付け期間の2倍に相当する期間内に毎月または半年ごとの割賦均等返済（貸付け期間が4年間の場合は返済期間は8年間です。）